

氏名 _____

令和8年3月10日実施 北陸信越運輸局

法令試験問題

解答用紙

問 1

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
| 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |

問 2

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|
| A | | B | | C | | D | | E | |
|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|

令和8年3月10日 北陸信越運輸局法令試験問題

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入してください。

1. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。
2. 個人タクシー事業は、道路運送法の「貨物自動車運送事業」に該当します。
3. 個人タクシー事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。
4. 個人タクシー事業の許可を受けた事業者は、運賃及び料金の認可を受けなければなりません。
5. 事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する場合は、道路運送法に規定する認可手続きが必要です。
6. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居した場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
7. 事業者は、営業所の名称その他国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、その手続きを省略することができます。
8. 営業区域外で旅客から運送の申込みを受けた場合において、当該旅客の着地が営業区域外であることにより運送の引き受けを拒絶することは、道路運送法違反ではありません。
9. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません。個人タクシー事業者にあつてはその必要はありません。
10. 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
11. 運賃及び料金の収受に関する事項については、運送約款に定める必要はありません。

12. 一般乗用旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合は、遅滞なく当該事業の許可をした行政庁に届け出なければなりません。
13. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。
14. 個人タクシー車両には、運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければなりません。
15. 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。
16. 事業者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第7条において準用する場合を含む。）の規定により、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者について、運送の引受けを拒絶することはできません。
17. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当をした場合、旅客を保護する必要はありません。
18. タクシー乗務員は、業務中に事故、著しい遅延その他の異常な状態が発生した場合、業務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
19. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に当該事業者の氏名又は名称を表示しなければなりません。
20. タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することはできません。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持する必要はありません。
22. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。
23. タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させれば、列車に対し適切な防護措置をとる必要はありません。

24. 道路運送法の規定により、タクシー事業者が運賃改定に係る申請を行いました。この場合当該事業用自動車の車内にその旨を掲示する必要はありません。
25. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
26. 事業報告書は、事業用自動車内に常に携帯しなければなりません。
27. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、天災により運行を中止したことによって旅客が受けた損害について、事業者には賠償責任がないことが規定されています。
28. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより一般乗用旅客自動車運送事業者が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めることが規定されています。
29. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
30. 距離制運賃の初乗距離は、各事業者が設定します。
31. 自動車の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号の自動車登録番号標の交付を受け、自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければなりません。
32. 事業用自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務はありません。
33. 事業用自動車の自動車検査証の有効期間は1年とされていますが、個人タクシーの事業用自動車に限っては2年とされています。
34. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、事故に対する弁明書を添付することになっています。
35. 死亡事故を起こしたときは、被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合であっても、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書を提出しなければなりません。

問2 次の〔 〕にあてはまる言葉を下の語群の中から選び、解答用紙に記号を記入してください。

○道路運送法

(許可の取消し等)

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、〔 A 〕において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく〔 B 〕若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第七条第一号、第七号又は第八号に該当することとなったとき。

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により事業用自動車の使用の停止又は事業の停止を命じたときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による〔 C 〕を国土交通大臣に返納し、又は当該事業用自動車の同法による〔 D 〕及びその封印を取り外した上、その〔 D 〕について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2～3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請(同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。)に基づき〔 E 〕をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

| | | | |
|--------|------------|----------|------------|
| ア 一年以内 | イ 一月以上 | ウ 命令 | エ 運転免許証 |
| オ 六月以内 | カ 指導 | キ 自動車検査証 | ク 自動車登録番号標 |
| ケ 番号変更 | コ タクシーメーター | サ 一時抹消登録 | シ 移転登録 |

令和8年3月10日実施 北陸信越運輸局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

| | | | | | | | | | |
|----|------------|----|------------|----|-----------|----|-------------|----|------------|
| 1 | ○ 運2 | 2 | × 運3 | 3 | ○ 運4 | 4 | ○ 運9-3 | 5 | × 運11 |
| 6 | × 運15ほか | 7 | × 運15 | 8 | ○ 運13 | 9 | × 運29-3 | 10 | × 運78 |
| 11 | × 運施12 | 12 | ○ 運施66 | 13 | ○ 輸3 | 14 | ○ 輸4 | 15 | × 輸13 |
| 16 | × 輸13 | 17 | × 輸19 | 18 | ○ 輸25 | 19 | ○ 輸42 | 20 | ○ 輸43 |
| 21 | × 輸44 | 22 | ○ 輸50 | 23 | × 輸50 | 24 | ○ 運12+輸4 | 25 | × 報告2 |
| 26 | × 報告2 | 27 | ○ 約款9 | 28 | ○ 約款10 | 29 | ○ 期限更新 | 30 | × 運賃制度 |
| 31 | ○ 車11 | 32 | × 車47-2 | 33 | × 車61 | 34 | × 事故3 | 35 | ○ 事故2+3 |

問 2

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | オ | B | ウ | C | キ | D | ク | E | サ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- ○×に新型設問はありません。
- 8 は同法20条扱いのようですが、ここでは全個協解釈に従っています。
- 16 は旧条文。医療法の参照先が古いですが、従来通りの扱いです。
- 語群選択の運送法41条2項以降が出題されたのは全国で初めてです。